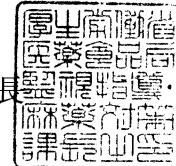


薬食監発1019第2号
平成21年10月19日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

21.10.21

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第447号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）及び組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）について、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年10月16日）

○厚生労働省告示第四百四十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十二条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

1の生物学的製剤の表肺炎球菌ワクチンの項の次に次のように加える。

沈降7価肺炎球菌ワクチン 結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	448,100円	内容量が0.5mLであるとき。
組換え沈降2価ヒトペドローマウイルス様粒子ワクチン(イクラクサギンウワバク細胞由来)	377,500円	内容量が0.5mLであるとき。 27本 50本

2の生物学的製剤の項肺炎球菌ワクチンの項の次に次のように加える。

沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

生物学的製剤基準の沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の
条の3、4、2、3、4、4及び3、4、5に規定する試験法によるものとする。

2の生物学的製剤の項乾燥BCGワクチンの項の次に次の1日を加える。

組換え沈降2価ヒトペドローマウイルス様粒子ワクチン(イクラクサギンウワバク細胞由来)

生物学的製剤基準の組換え沈降2価ヒトペドローマウイルス様粒子ワクチン(イクラクサギンウワバク細胞由来)の条の3、9、4、3、9、5及び3、9、7に規定する試験法によるものとする。

○厚生労働省告示第四百四十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第一百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百四十九号

生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第一百九号）の一部を次のように改

正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第一の1中(168)を(171)とし、(122)から(167)までを(125)から(170)まどんし、(121)を(123)とし、その次に次のように加える。

(124) ノナコグアルファ（遺伝子組換え）

別表第一の1中(120)を(122)とし、(109)から(119)までを(111)まどんし、(108)を(109)とし、その次に次のように加える。

(110) 沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

別表第一の1中(107)を(108)とし、(106)を(107)まどんし、(105)を(106)とし、その次に次のように加える。

(73) 組換え沈降2価ヒトペドローマウイルス様粒子ワクチン(イクラクサギンウワバク細胞由来)

○厚生労働省告示第四百五十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第一項の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十一年九月十一日をもつて同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十一年九月十一日をもつて同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百五十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

○厚生労働省告示第四百六十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭